

大村市及び学校法人日本体育大学の連携協力に関する協定書

大村市（以下「甲という。」）及び学校法人日本体育大学（以下「乙という。」）は、体育、スポーツを通じて相互の振興を図るため、連携協力することに合意したので、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲及び乙（乙が設置する学校を含む。以下同じ。）が、体育・スポーツ及びスポーツを通じた健康寿命の延伸等健康づくりの分野において、それぞれの有する教育資源を有効かつ適切に活用し、甲及び乙の一層の発展並びにさらなる社会貢献を図ることを目的とする。

（甲及び乙の相互協力）

第2条 この協定に基づく甲及び乙相互の協力項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 相互の学校、施設における教育・研究・調査及び部活動の地域移行を含む課外活動に関する事
- (2) 相互の教職員の交流又は指導員の派遣に関する事
- (3) 相互の学生・児童・生徒等の交流に関する事
- (4) 相互の行事・イベント・コンベンション等に関する事
- (5) 相互の施設利用に関する事
- (6) その他相互が必要と認める新たな取組事項に関する事

2 甲及び乙は、前号各号に基づき、個別の協定書を締結することができる。

（連携推進体制）

第3条 前条の相互協力を具体的に推進するため、甲及び乙は、それぞれ事業ごとの担当部署を定め、協議の上連携事業を実施する。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づいて得られた相手方の情報（非公開であるもの）について、相手方の書面による同意を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から、令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに双方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新し、以後この例による。

（協議事項）

第6条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意を持って協議し、解決を図る。

上記のとおり協定が成立した証として、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和 5年 8月28日

甲 長崎県大村市玖島1丁目25番地
大村市
大村市長

園田 裕史

乙 東京都世田谷区深沢7丁目1番1号
学校法人 日本体育大学
理事長

松島 健四郎